

## なんさん通り商店会 会員各位

7月の前半は早い梅雨明け（6月末）のおかげで6月末より猛烈な暑さが1週間ほど続き、このまま真夏になると水不足や高温で大変なことになるかな？と思ったのですが、4日頃から再び雨や曇りがちの日が19日ころまで約2週間続きました。結局は梅雨が明けてなかったということですね。しかしこの月末からの暑さは本格的な夏の暑さになりました。しかし大変なのは新型コロナウイルス感染症オミクロン株の新種による感染拡大です。既に第7波の襲来として認定されていますが、全国での1日の感染者発生数が7月1日には2万人強であったものが、7月10日には全国で5万人強になり、20日には15万2千人を超えこの月末には22万2千人と発生者が急拡大しています。今の所前回の第6波や前々回の第5波のような医療逼迫がみられませんが、このまま拡大を続けて行けばいずれ早い段階で医療崩壊が叫ばれ、再び『まん延防止措置』や『緊急事態宣言の発出』等が取りざたされるのではないかと非常に心配です。皆様も感じておられることと思いますが、身近の人の『陽性』が頻繁に聞こえて来ています。とはいっても個人でできる感染防止策には限界があります。このコロナウイルスとの闘いに収束はやってくるのでしょうか？

この第7波が収束すれば政府は感染症指定を第5類から第2類への変更を検討すると言っていますが、分類を変えただけでは、不安要素はまだ残りますし、いつまで経っても根本的な解決につながらず、本当に景気がこれで回復するというものではないと思います。我が国へのインバウンド需要の中心である中国はゼロコロナ政策をとっている限りこのような、今日世界トップの感染者数を記録している我が国への渡航等は決して許可をださないであろうと思われる。

皆様におかれましても新型コロナ感染症への備えといっても『手洗いと消毒』『マスク着用』以外の具体的な対策はないと思いますが、対策だけはしっかりされ、かつこの暑さにも十分注意をされてこのコロナ下の猛暑をのり切ってください

なんさん通信 190号をお届けいたします。

令和4年8月1日

なんさん通り商店会  
会長 木村 次郎

## ◇なんさん通り

### 南北部会開催！

### 建築協定締結へ！

7月13日（水）午前10時から河原センタービル3Fの会議室におきまして第8回目なんさん通り南北部会が開催されました。



先ず前回（7回目）迄の南北部会におきまして議論合意されました建

築協定の骨子についての確認を行いました。

（1）は建物の用途の制限です。

①は駐車場についてです。

イ、なんさん南北通りに面する所に車両の出入口は設けない。ロ、自動車庫を設けてはならない。（但し今後附置義務駐車場の扱いについては大阪市と協議を続けていく）

②は一階部分の用途規制についてイ、なんさん南北通りに面する部分に事務所、住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿の用途としてはならない。

③ その他・規制用途についてですイ、風営法第2条1項・第6項〜10項13項に該当するパチンコ店・射的場・場外馬券場（場外車券場）性風俗店等と大阪府特殊風俗あつせん事業の規制に関する条例第2条3項にあたる風俗案内所等の開店を規制する。という内容です。

ロ、は危険物の貯蔵又は処理に供するものへの規制。ハ、倉庫業を営む倉庫への規制

（2）は期間について建築協定の期

間は10年とし、有効期間満了の3カ月前までに、土地所有者等の人数の過半数の合意による廃止申し立てが無い時は、更に10年更新します。

（3）は合意について

①合意の対象者は土地所有者・借地権者です。ただし土地所有者・借地権者が複数で共有持ち分の場合、持ち分の合意合計が過半数の場合、に合意とみなします。（人数の過半数ではなく、持ち分割合の過半数です。）

②借地権者の合意が得られなかった土地は建築協定区域に入れることはできませんが、【建築協定区域隣接地】に設定することができます。隣接地に設定することだ、将来、合意が得られた場合に、簡単な手続きで建築協定区域に追加することが可能になります。土地所有者の合意が得られない場合でも、借地権者が合意すれば協定区域に含められます。ただし、借地権が消滅した場合、土地所有者が合意していなければ

協定区域から除外されます。

③ 建築協定を反映した賃貸借契約  
建築協定第13条（入居者募集時の告知義務）に基づき、次の2点を記載して頂きます。（a）建築京手区域内で入居者を募集する際、**重要事項説明書**に本協定の内容を記載

（b）協定区域内のなんさん南北通りに面する区画で入居者を募集する場合、管理規約・入居案枚に本協定の内容を記載

建築協定締結後に新たに賃貸借契約を締結する建築物の借主は、建築協定の内容を反映した賃貸借契約を締結し、建築協定の遵守が担保されることとなります。

以上が協定の主たる内容です。今後はこれを文章化して、大阪市との協議を経て土地所有者・建物所有者の皆様（登記されている全ての方との）への詳細な説明と同意を得て大阪市への申請を行ってまいります。  
※（後日配布予定のなんさんニューズレターにおいて詳細報告します）



## ◇へなんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会《令和3年度通常総会開催》

同じく7月15日午後4時よりなんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会の令和3年度通常総会が河原センタービル3Fにて開催されました。

すでにご存じとは思いますが、この協議会は11年前平成23年に発足しており、設立から本年度で12回目を迎える総会となります。この協議会もその前身である『南海難波駅前広場環境整備協議会』を含めると実に15年目になります。

当時は本当に海の物とも山の物ともわからない手探りで『なんさん通りを今後発展させていくにはどうすればいいのか？』を必死で考えていく中でこのなんば広場構築となんさん通りリニューアル構想が議論されるようになり、2度の社会実験を経て漸くここまでたどり着きました。今回は『なんば広場』『なんさん南北通り』の整備工事着手に向けて令和3年度に行ないました大規模な交通社会実験をベースに進めて行くことが確認されました。本年11月には御堂筋より車両の流入が止まり、なんさん南北通り及びその周辺での道路工事が開始されます。その詳細が大阪市の都市計画局と建設局より示され、会員全員の

賛成にて計画も承認されました。第4号議案では役員改選が議論され本年で平成28年度より6年間にわたり会長を務められてきた中村正美氏(前戎橋筋商店街振興組合理事長・現顧問)の辞任に伴い会長に新たに菊地 正吾氏(現戎橋筋商店街振興組合理事長)を指名、さらにより地域Ⅱ町会との連携が必要とのことで、精華連合振興町会(中央区)に加え河原連合振興町会(中央区)の長谷川会長、並びに日本橋連合振興町会(浪速区)会長の田原会長を副会長に就任して頂き体制の強化を図っていくことが決議されました。これをもつていよいよ広場となんさん南北通りの工事が始まることになりました。

## 【東西部会も相次いで開催されました!!】

7月26日(火)には続いてなんさん通り東西部会も相次いで開催されました。

現状、南北通りについては整備計画

が確定し令和7年万博開催時までには無電柱化、車歩道の段差解消、車両侵入の制限(貨物車のみ・北半分)の車両侵入は1時~9時迄)それによりなんさん南北通りの北半分は9時~1時は歩行者専用道路となる予定で特に車両に対する規制については本年の11月以降実施される予定となっている。



一方東西通りについては平成29年3月のなんさん通り商店会臨時総会を開催した時の決議に基づいて無電柱化と一方通行による歩道の拡幅・歩道の改善を行うことを推進してゆくことになったが、大阪市との間ではどうしても『なんば広場』と『なんさん南北通り』が先行実施計画とする協議となった為、東西通り計画は遅々として進んでなかったことがありました。しかし今回の交通社会実験に取り組む時の南北通り影響による東西通りの問題点等を訴えていく中でようやく大阪市も東西通りの改善の必要性に目を止めて頂くことができました。

まさに、今がそのチャンスであることから昨年の10月に続いて会員様・土地建物所有者(地権者)様のいろいろなご意見を集約する為に開催させて頂きました。

ご意見の中には①一方通行になると普段業務車両を大きく迂回させなければならず、大変不便になる。

②荷捌き駐車帯は、顧客の停車が出

来なくなる上に特になんさん通りに関係のない奥の飲食店の荷捌き車占拠する③自転車通行はどうするの？等々様々な意見が出された。今後はこれらをどうすればいいのかをもっと勉強していくことで終了した。

※(こちらにも8月中にはニュースレターで詳細を報告いたします。)

### 3年ぶりに難波八阪神社

#### 夏祭り 巡行!

#### (太鼓・獅子舞・地車)

7月14日は難波八阪神社の夏祭りです。今年はいろいろな所で伝統行事が復活しています。難波八阪神社でも船渡御は今年も中止となりましたが、陸渡御は規模を縮小して行われました。

難波八阪神社↓浪速区役所↓難波中2丁目東↓道具屋筋↓千日前↓道頓堀↓戎橋筋↓高島屋前とミナミの中心地を練り歩きました。やはり夏は太鼓ですね。



でも天神祭りも船渡御が中止です、陸渡御はこちらも規模を縮小して行われた様です。

#### 8月度の活動予定

○8月2日(火) 集合 9:50分  
かたづけ隊活動

(街の美化活動が行われます。)  
タイトーステーション

#### なんさん通り商店会事務局

大阪市中央区難波千日前5-19

河原センタービル5F

TEL・fax 06-6648-8372

携帯電話 090-5660-3645

メール [nansan1950@nansan.com](mailto:nansan1950@nansan.com)

URL <http://www.nansan.com/>